

練馬区ねりっこクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 2 号

練馬区ねりっこクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区ねりっこクラブ条例施行規則（平成27年10月練馬区規則第111号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1 練馬区立豊溪小ねりっこ学童クラブの項中「60人」を「90人」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区ねりっこクラブ条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。